

西宮市立郷土資料館ニュース 第34号

西宮市立郷土資料館 兵庫県西宮市川添町15番26号 〒662-0944
電話 0798-33-1298 web www.nishi.or.jp/homepage/kyodo/

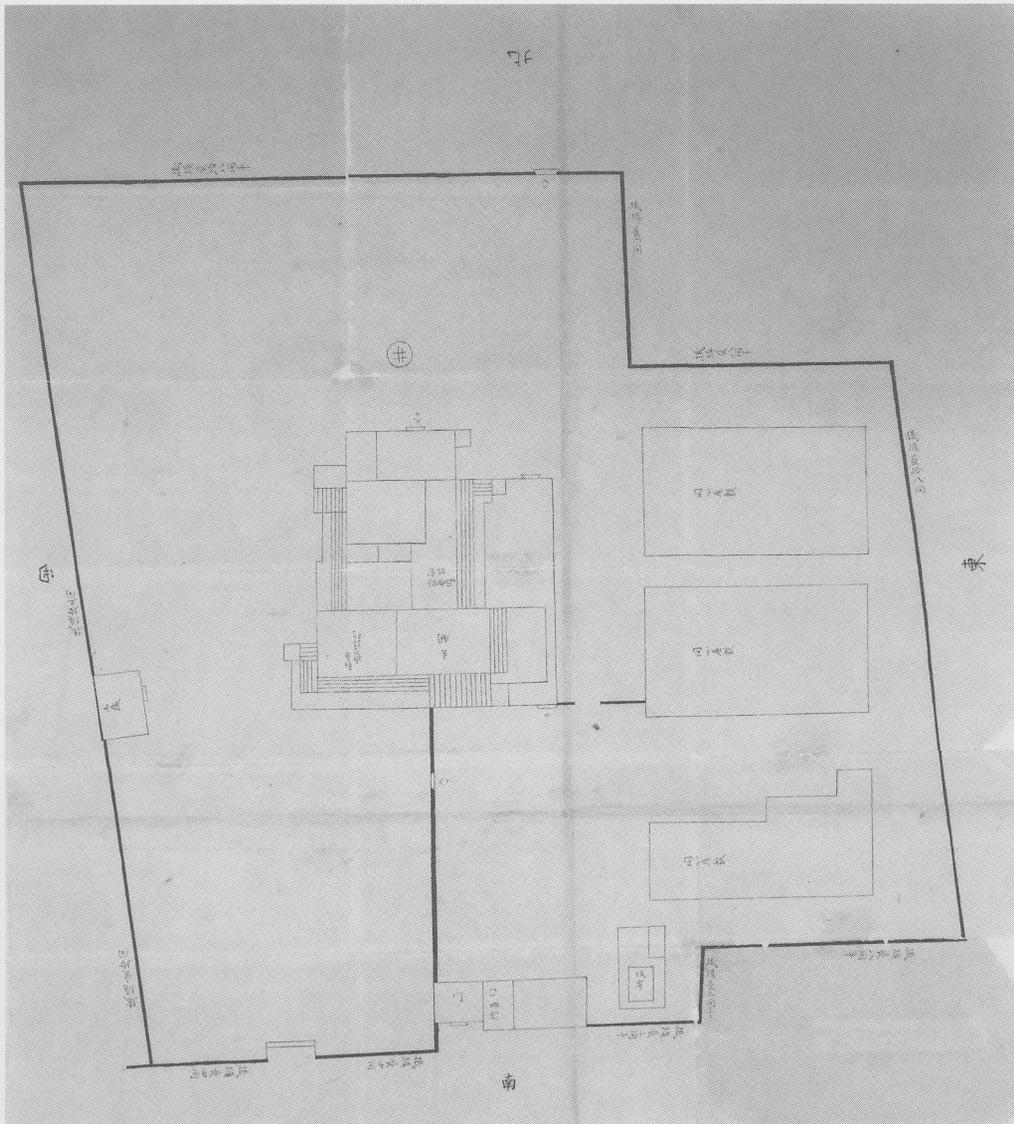


図1 「西宮勤番所絵図」

資料紹介 「西宮勤番所絵図」

衛藤彩子（当館嘱託）

はじめに

近世西宮町に設置された「西宮勤番所」の絵図を2点紹介する。西宮勤番所とは大坂町奉行所の西宮町における出張所である。このうち「西宮勤番所絵図」は、第25回特別展示「よみがえる江戸時代の西宮—西宮町のすがた—」（平成21年7月18日～8月30日）にともなう資料調査で確認された。その結果、作成年代と作者は不明ながら、かなり正確な姿を描いているらしいということが分かった。以下に、その図面を紹介するとともに、若干の考察を加える。

1. 西宮町の支配と陣屋

西宮町は元和3年（1617）以降、尼崎藩領であった。明和6年（1769）、上知（1）により幕府領へと編入された。

尼崎藩領時代、西宮町奉行が陣屋に常駐して町の支配をおこなった（2）。西宮町を描いた古地図「西宮町浜図（にしのみやまちはまず）」（3）をみると（図2、図3）、「御陣屋」が町の北東、南へ流れてきた東川が東へ曲がる辺りにかかる橋の南側に描かれている。現在の戸田町付近である（4）。両図の「御陣屋」は、南側は道に面し、それ以外は堀に囲まれている点、北東部分がへこんでいる点が共通している。図2は正徳2年（1712）頃から享保2年（1717）頃までの作成、図3は図2完成後から上知前後まで約50年間の作成と思われる（5）。ただし、陣屋の図面等はなく、詳細は不明である。



図2 「御陣屋」

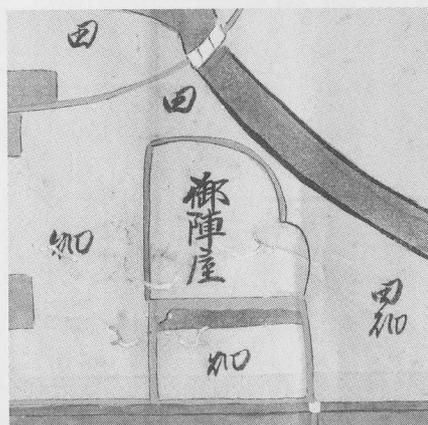


図3 「御陣屋」

2. 西宮勤番所

明和6年の上知にともない、大坂町奉行所には兵庫西宮上ヶ知方与力・同心という役職がつくられた。役務内容は、勤番所から申達された書類の整理・伝達、触書の伝達、町役人の任免などであった。大坂で事務を執り行う上ヶ知方とは別に現地へ派遣される勤番与力・同心が、東・西両奉行所で与力各2名、同心各3名任命された。与力各1名、同心各1名が毎月東・西交替で兵庫・西宮両町へ派遣された。また、飛騨国高山代官付地役人6名を半数ずつ両町へ家族ごと居住させ、地付同心とした。勤番与力の役務内容は、願訴訟の受理・伝達、神事祭礼の巡視、火付盗賊の逮捕、町中の巡回などで、勤番同心・地付同心が補佐した。

尼崎藩の陣屋は改築されて勤番所となった。これは同時に上知となった兵庫津（現神戸市兵庫区）の兵庫勤番所と同様である。与力から足輕まで勤番所内に居住した(6)。

「西宮町浜図」（図4、図5）で「勤番所」「御番所」が先の「御陣屋」と同じ位置に描かれている。明和6年以降に描かれたと思われる図4では北東部分のへこみがなくなり、北側が弧を描いている。さらに幕末頃に描かれたと思われる図5では、ほぼ正方形になる。実際の敷地がそのように変化したのか、それとも「西宮町浜絵図」の描き方が時代を経るにしたがい記号化されていくことにもなう変化なのかは不明である。後述のように「西宮勤番所絵図」の敷地は陣屋時代と同じ形をしている。

西宮勤番所の概容は、これまで『西宮町誌』(7)、『老の思ひ出』(8)の記述以外になく、『西宮市史』においても、それらをもとに語られている(9)。『西宮町誌』では、勤番所の姿について「幕末の所見によれば長屋門巖として立ち、周囲に堀を廻らし、岸に並松を植え、正門に玄關・脇に受付所あり。庭上には鐵

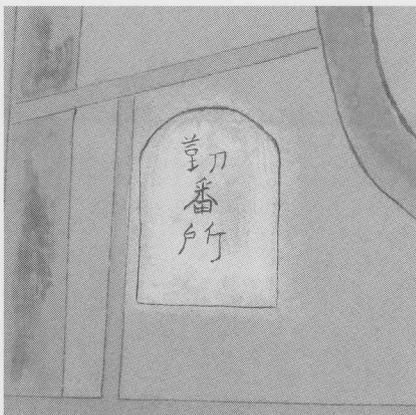


図4 「勤番所」

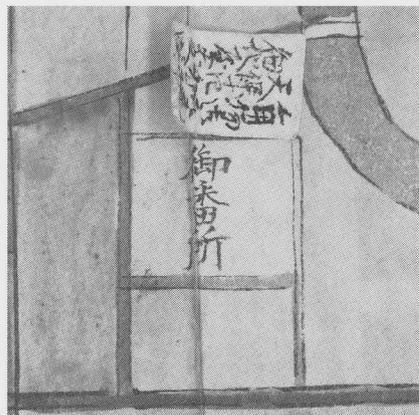


図5 「御番所」

棒・差股・長槍等を装ひ嚴肅の構造にして地付同心に鈴木只七、島田小兵衛、川上永三郎等駐在せしといふ」と記している。『老の思ひ出』の「御番所の事」には、「監督官廳に御番所と云ふが有つて古く倉開地に置かれて有つた、南面した立派な長屋門で、西と南に堀を設け、土堤には並松が植られて有つた、長家門を入ると栗石を敷詰めた庭で、正面に玄関が有り、脇に受附のやうなのが有り、庭上の左右には、鐵棒や、差股や、槍や、色々な警備の具が並べられて、玄関には弓矢や、鐵砲が陳列して有つた、子供心に恐ろしい所だと思ふた、此所には大阪奉行所から與力が一人交代で詰て居り、居附の同心が三軒有つて是は同構内の東寄りの地に別に三軒竝んで有つて、家族も居住して居た」と幼少の頃に見た勤番所の姿を描写している。

3. 西宮勤番所の絵図

(1) 「西宮勤番所絵図」(縦47.0cm×横52.4cm、個人蔵、当館保管)

西宮勤番所の敷地と建物の間取りを描いた絵図である(図1、図6)。「兵庫勤番所絵図」(縦46.3cm×横52.6cm、図7)、「和田崎船見番所絵図」(縦28.2cm×横19.8cm)とともに一袋に収納されている。袋表の貼り紙には「御城代御役宅附送り書物之内寛政元酉年江戸江差上候扣之内写」と記されている。大坂城代の役宅に送った書物のうち、寛政元年(1789)に江戸へ差し上げたものの控えのうちの写しであるらしい。この記述どおりなら、これらの絵図は明和6年の勤番所設立から寛政元年以前の約20年間に描いたものとなる。このうち「兵庫勤番所絵図」と同じ図が『神戸市史 付図』に掲載されている(10)。第17図「兵庫勤番所平面図」で、図の解説に「寛政元年江戸表へ書上の書類に添附せるもの、複本に據る」とあることから、この2点は同一原本から写されたと思われる。そうであれば、貼り紙に記された内容は信頼できる情報といえる。つまり、同時に作成されたはずの「西宮勤番所絵図」は、西宮勤番所の間取りを示した最も古い図となる。また、同心屋敷の配置等は『西宮町誌』『老の思ひ出』の記述と符合している。このことから、幕末までほぼ同じ建物配置であつたことがうかがえる。

絵図からは以下の3点の情報が読み取れる。第一に方角と掛堀の長さを記しているため、敷地の規模が分かる。間数を足すと、東は26間(約47m)、西は25間(約45m)、北は27間(約49m)、南は門・門番所など堀以外の部分を除いて20間(約36m)である。資料による敷地面積638坪余(約2109㎡)と、ほぼ一致する(11)。

第二に敷地の北東部分が内側にへこんでいる。これは「西宮町浜図」の陣屋の描き方と同じであり、陣屋の敷地をそのまま受け継いでいるのが分かる。各「西宮町浜図」では、陣屋・勤番所の描かれる大きさに変化はほとんどない。兵庫津

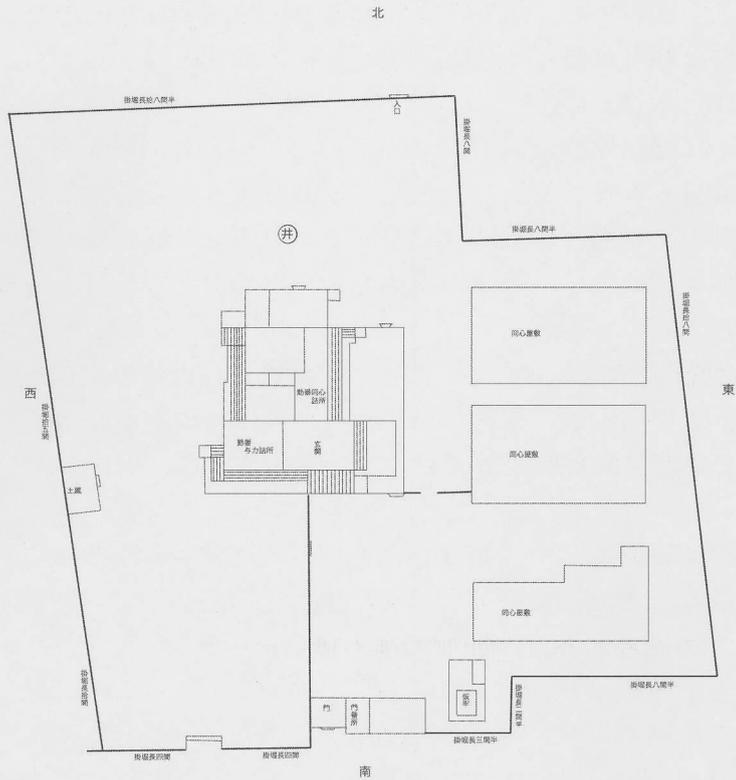


図6 西宮勤番所敷地平面図（「西宮勤番所絵図」をもとに作成）

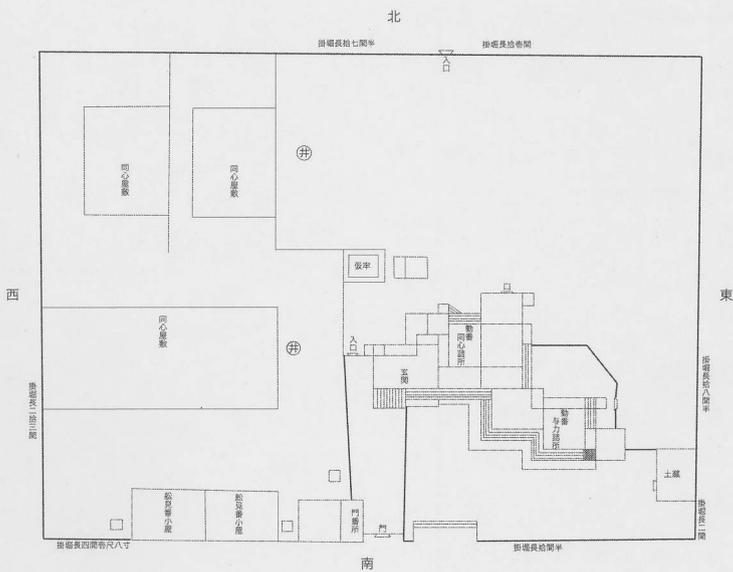


図7 兵庫勤番所敷地平面図（「兵庫勤番所絵図」をもとに作成）

では、陣屋は手広のため一部を勤番所敷地（690坪、約2281㎡）とし、残りの敷地と埋め立てられた外周の堀を町人地にした（12）。西宮では、もともと陣屋の敷地が狭かったため、そのまま利用したようだ。

陣屋から受け継がれた北東部分のへこみは、外側に掛堀があること、勤番所の建物北東でも見られることから、鬼門（艮の方角）を意図的に欠いたものと思われる。兵庫勤番所の場合、敷地は長方形で北東部分は庭になっている。勤番所建物の北東は欠けているが、陣屋の南半分を流用したと思われるので、図面からは判断できない。

第三に各建物の機能が分かる。勤番所の建物には間取りが描かれている。南側に「玄関」、その西隣に「勤番与力詰所」、奥に「勤番同心詰所」と各部屋の用途が示されている。勤番所以外では、同心屋敷、土蔵、仮牢、井戸、門の脇に門番所がある。

建物の間敷は記されていないが、同心屋敷の坪数が分かるため、おおよその規模を想像できる。ただし資料では、同心屋敷は同心1名につき50坪ずつ与えられることになっているが、図面では兵庫、西宮とも屋敷の形状・大きさに違いがある。この同心屋敷に居住する地付同心は、もと飛州御代官支配地役で、飛騨国在住時の持高は1名が12石3人扶持、5名が10石であったため、そのような違いが屋敷面積の差に表れていると思われる（13）。

(2) 「有姿之絵図」（縦47.0cm×横52.4cm、当館蔵）

西宮勤番所の建物のみを描いた図で、西宮市役所に伝わってきた（図8）。作成年代等は不明である。裏に「有姿之絵図」と書かれた貼り紙がある。「有姿」を、勤番所をありのままに描いたという意味と解釈すると、西宮勤番所が建っていた時代に内部を知る者の手によって描かれたと考えられる。

「西宮勤番所絵図」よりも各部屋の

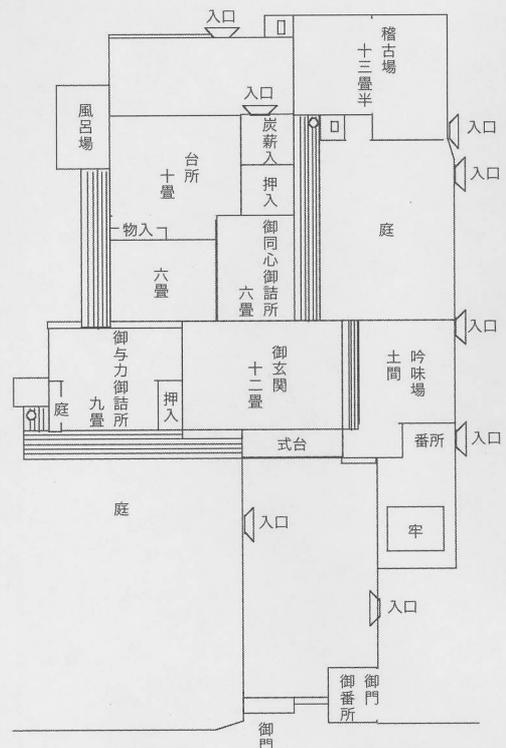


図8 西宮勤番所の間取り図（「有姿之絵図」をもとに作成）

用途を細かく記している。畳数によって部屋の広さを知ることができる。御玄関12畳、御与力御詰所9畳、御同心御詰所6畳、台所10畳、稽古場13畳である。そのほかに炭薪入、風呂場、庭、吟味場土間、番所、牢、御門、御門番所がある。さらに各部屋に式台、押入、物入がついていることが分かる。間取りは「西宮勤番所絵図」とほぼ同じで、玄関、勤番与力詰所、勤番同心詰所、北側の入口の位置は変わっていない。

一方、建物北東に稽古場が増築されている。門の近くにあった仮牢は、建物南東に接して作られた牢へ移設したと思われる。このことから、「西宮勤番所絵図」より後の時代に作成されたといえる。

4. 西宮勤番所関連の史料

西宮市役所には、西宮勤番所に関する史料が数点残されている。そのうち「当分西宮勤番覚」（当館蔵）は、内容から上知による事務引継ぎが行われていた明和6年6月に作成されたと思われる。大坂町奉行2名が評議の上決定された9項目を記載しており、勤番与力・同心の職務を知ることができる。そのなかで、勤番所絵図に関わり注目すべき点を挙げる。

まず、勤番所を「陣屋」と記していることである。勤番所設置当初は旧来の呼ばれ方がされており、勤番与力・同心が常駐することで勤番所という名称に変わっていったと思われる。絵図の年代特定などで考慮する必要があるだろう。また、召し捕らえた者を置く場所は仕切られた所とのみ指示されている。それは、「西宮勤番所絵図」では門の横に描かれている仮牢となった。

おわりに

西宮勤番所は西宮町支配の中心をになう重要な場所である。しかし、周辺史料は少なく、幕末の様子が分かる程度であった。このたび確認された「西宮勤番所絵図」は、勤番所設立より約20年間に描かれたと思われる。その後「有姿之絵図」が描かれたことが判明した。西宮勤番所の姿を復元し、その実態にせまることができれば、西宮町の歴史は新たな一面をみせることになるであろう。「西宮勤番所絵図」の意義は大きいといえる。

<註>

- (1) 上知（あげち、じょうち）とは、幕府が大名領・旗本領などを、また大名が家臣の領地を没収すること。過失による処罰の意味をもつ場合と行政上の必要による場合がある。明和6年の尼崎藩領の上知は行政的なもので、主に経済的な理由といわれている。

- (2) 『尼崎市史』第2巻 昭和43年 308頁
- (3) 西宮町全体を描いた「西宮町浜図」（当館蔵）とよばれる古地図は4点ある。いずれも年代等は記されていない。しかし、町場の広がりなどから描かれた順を推定することはできる。
- (4) 明治時代に勤番所は兵庫県出張所となり、後に三浦座となった。現在の戸田公園周辺と思われるが、勤番所の跡を思わせるものは残っていない。
- (5) 西宮市立郷土資料館第25回特別展示図録『よみがえる江戸時代の西宮—西宮町のすがた—』平成21年 8～10頁
- (6) 西宮町教育会『西宮町誌』大正15年（復刻版昭和50年、中外書房）14～18頁、魚澄惣五郎編『西宮市史』第2巻 昭和35年 西宮市役所 53～54頁
- (7) 前掲 (5) 『西宮町誌』
- (8) 吉井良秀『老の思ひ出 一名西宮昔噺』昭和3年
- (9) 前掲 (5) 『西宮市史』
- (10) 神戸市役所『神戸市史 付図』大正12年 再版昭和13年
- (11) 『大阪市史史料 第15輯 大坂町奉行管内要覧』「松平石見守殿御初入二付差出御覚書」55頁
- (12) 神戸市立博物館『特別展 よみがえる兵庫津—港湾都市の命脈をたどる—』平成16年 31頁
- (13) 前掲 (11)

寄贈資料一覧（平成21年4月～平成22年4月、敬称略）

広峯神社のお札類（豊作田・剣先）（細木ひとみ）、「中国九州道中記」・「旅中日誌」・「温泉めぐりの記」（西川澄子）、『キネマ旬報』1958年2月下旬号「新・盛り場風土記 兵庫・西宮」（山村忠司）、鷲林寺柴灯護摩の五大尊幣と放弓の矢（早栗佐知子）

ご寄贈ありがとうございました。

目次 CONTENTS

資料紹介「西宮勤番所絵図」（衛藤彩子）…1
寄贈資料一覧…8

西宮市立郷土資料館ニュース第34号 平成22年（2010年）7月1日